令和８年度 デジタルデバイド対策推進事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、「令和８年度 デジタルデバイド対策推進事業業務委託」について、公募型プロポーザル方式により、最も適した受託候補者を選定するための手続き等を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名　令和８年度 デジタルデバイド対策推進事業
(2) 業務内容　別紙「業務委託仕様書」のとおり
(3) 委託期間　契約締結日から令和９年３月26日まで
(4) 見積限度額　金3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、見積価格が上限額を超過した場合は失格とする。

3. 委託契約の方法

(1)契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(2)契約相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、その提案提出者を契約予定者とする。

4. スケジュール

令和８年10月28日(水)　募集公告及び関係資料の公表
11月５日(木)　応募に係る質問受付締切
11月12日(木)　質問に対する回答公表
11月24日(火)　参加申込書・企画提案書等 提出締切(一括提出)
11月下旬頃　選定委員会(書類審査)
11月下旬頃　審査結果通知及び契約・業務開始

5. 応募に係る質問

(1) 質問の受付期限
令和8年11月５日(木)(必着)
(2) 質問書の提出
質問書(様式第１号)に記入の上、本要領末尾の提出先まで電子メールにて提出すること。
(受領後、事務局より翌営業日までに受信確認メールを返信します)
(3) 質問の内容
原則として、当該委託業務に係る条件や企画提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。
(4) 質問に対する回答
当機構ホームページ(https://www.our-think.or.jp/)に掲載する。

6. 参加資格

応募者は、業務を効果的かつ効率的に実施することができる単独の法人・個人事業者、または複数事業者による連合体(以下「コンソーシアム」という。)とする。単独応募者にあっては、次に掲げる全ての要件を満たすこと。コンソーシアムにあっては、代表事業者は次に掲げる全ての要件を満たし、構成員は(2)から(13)までの要件を全て満たすこと。

(1) 徳島県内に本社又は営業所等を置く法人又は個人事業者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 募集の公告日から契約締結日までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)でないこと。

(5) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

(6) 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

(8) 清算中の株式会社である事業者について、会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算の開始の命令がなされた者でないこと。

(9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

(10) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。

(11) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

(12) 応募者の本社及び営業所等の所在地の都道府県税に未納がないこと。

(13) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

(14) 本業務の目的を確実に達成するため、過去 5 年以内(令和 3 年度以降)において、国、地方公共団体、公的機関または民間企業等から、スマートフォンや IT 機器等のデジタル端末に関する普及啓発、講習会、相談会、またはこれらに類する業務を受託し、誠実に履行した実績を有すること(協力会社や再委託先としての実績を含む)

7. 企画提案の参加・応募方法

(1) 提出書類及びデータ形式

本業務に応募する者は、次の書類を作成の上、電子データ(PDF 形式)にて提出すること。(紙媒体の提出は不要)

内 容	提出データ形式	提出時期
ア 参加申込書(様式第2号)	PDF データ(代表者印を押印の上、スキャンしたもの)	令和8年11月24 日(火)(必着)
イ 添付書類(コンソーシアムの場合は全構成員分) a. 法人登記簿謄本(発行後 3 ヶ月以内) 個人事業者の場合は個人事業開始届の写し b. 会社等の概要が分かる書類(パンフレット等) c. 直近 1 期の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書 d. 都道府県税に未納がないことの証明書(発行後 3 ヶ月以内) e. (コンソーシアムの場合)コンソーシアム協定書の写し及び委任状	各 PDF データ	
ウ 業務受託実績調書(様式第 3 号) 国若しくは地方公共団体又は民間事業者等から受託した業務実績を示す資料及び当該業務内容が分かる資料を添付すること。		
エ 企画提案書(様式第 4 号) ※1		
オ 委託業務に係る経費の見積書(様式第 5 号) ※2		

(2) 提出方法

電子メールによる提出とする。件名を「【企画提案書提出】R8 デジタルデバイド対策推進事業(事業者名)」とし、上記提出書類(PDF ファイル)を添付の上、提出先メールアドレス(chiiki-dx@our-think.or.jp)宛に送信すること。

※ファイル容量が大きい場合は、大容量ファイル転送サービス等を利用すること。送信確認後、当機構より受領確認メールを返信する。

(3) 提出先及び問合せ先

〒770-0865 徳島市南末広町 5 番 8-8 号
公益財団法人とくしま産業振興機構 地域DX推進部 (担当 増田)
ＴＥＬ ：088-677-8411
E-mail ： chiiki-dx@our-think.or.jp

※1 企画提案書の作成要領

1-1 企画提案書の規格

- A4 判・横向き（PowerPoint 等）または縦向き（Word 等）とし、提出は PDF 形式とすること。
- 表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと。
- 本文の分量は、表紙・目次を除き 20 ページ以内とする。
- 企画提案書に記載する提案内容は、見積金額の範囲内で実施可能なものとすること。

1-2 記載項目（目次構成）

- 審査基準との整合を図るため、必ず以下の項目立ておよび番号順に従って記載すること。

① 事業者概要（所在地、設立年、資本金、人員数等）
② 類似業務の受託実績（過去のスマホ教室、高齢者向けデジタル支援等の実績）
③ 配置人員体制（責任者、ディレクター、相談員の専門性や役割分担）
④ バックアップ及び危機管理体制（突発的な欠員時の補充体制、トラブル対応手順）
⑤ 基本方針及び業務計画（事業目的の理解、全体スケジュール案）
⑥ 広報・集客戦略（シニア層に向けた周知方法、予約受付・利用管理の合理的な仕組み）
⑦ 相談会運営及び教材の工夫（初心者に寄り添う接遇、県公式 LINE・生成 AI を教える工夫）
⑧ 「地域自走化スマホ相談会スタートパック」の作成方針（他自治体・団体が即座に使えるデータ構成・パッケージ化の工夫）
⑨ セキュリティポリシー及び個人情報保護対策（来場者の端末データ保護、相談員の守秘義務徹底）
⑩ 事故・苦情防止策（データ消失トラブル等の予防措置、免責案内手順）

※2 見積書（様式第 5 号）の作成要領

- 消費税及び地方消費税（10%）を含めた総額を記載すること。
- 経費の総額とともに、費用内訳を示すこと。
- 企画提案書、仕様書の内容に基づき、全ての経費を見積もること。

8. 応募に際しての留意事項

(1)次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。

ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

イ 虚偽の内容が記載されている場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 本要項及び仕様に適合しない場合

オ その他不正な行為等があったと当機構が認めた場合

(2)その他

ア 応募は1参加者につき1件とする。

イ 企画提案書の作成及び提出等に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

エ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

オ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に当機構の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

カ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続を完了するまでは当機構と当法人等との契約関係が生じるものではない。

キ 業務の実施に当たっては、関係各所と十分協議しながら業務を進めるものとする。

ク 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、当機構に帰属する。

ケ 採用された企画提案書をもとに委託者と受託者が協議し、業務を行うものとする。

コ 当要項及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

9. 審査及び結果通知

(1) 審査方法

当機構が設置する選定委員会において、提出された企画提案書等の書類審査を行い、最も優れた者を委託候補者として選定する(プレゼンテーション審査は実施しない)。なお、企画提案者が 1 者のみの場合であってもプロポーザルは成立するものとし、再公募は行わず、同様に審査を実施して適否を判定する。

(2) 評価項目

審査における評価項目は、別紙1「評価基準」のとおりとする。

(3) 審査基準及び合否判定

各選定委員が採点した技術点(90 点満点)の平均値に、事務局が算定した価格点(10 点満点)を加えた合計得点が最も高い者を委託候補者として選定する。

なお、企画提案者が 1 者の場合においては、合計得点が満点(100 点)の 6 割(60 点)以上である場合に限り、委託候補者として選定する。60 点未満の場合は不採択(不調)とする。(※1 者の場合の見積価格点は、上限額の範囲内であることを前提として 10 点満点として処理する。)

（4）審査結果の通知

ア 審査結果は全ての企画提案者に対し、文書により通知するとともに、委託候補者の名称を当機構ホームページ上で公表する。ただし、審査の経緯については公表しない。

イ 選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

ウ 選定委員会において選定された委託候補者は契約手続を完了するまで当機構との契約関係を生じない。

エ 提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、委託候補者に重大な瑕疵があった場合、業務執行の意思が認められない場合、又は業務執行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがある。

10. 契約の締結

（1）選定委員会が選定した委託候補者を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とする。

（2）契約内容の詳細については、企画提案書の内容を基本として、当機構と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案書の内容を一部変更することがある。

（3）協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。

（4）委託候補者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

(5)委託料の支払い／委託料は、本業務の完了後、受託者から提出された成果物の検査に合格し、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に一括して支払うものとする(前金払及び中間払は行わない)。

11. 問合せ先

〒770-0865 徳島市南末広町 5 番 8-8 号

公益財団法人とくしま産業振興機構 地域DX推進部 （担当 増田）

ＴＥＬ ： 088-677-8411

E-mail ： chiiki-dx@our-think.or.jp